

単価契約仕様書

産業観光局中央卸売市場第二市場
(担当 塩田、樋口 電話 681-5791)

件 名	(単価契約) 木くず等収集運搬処理業務 (中央卸売市場第二市場)
形状・寸法	獣畜 (主に牛、豚) の糞尿等が含まれている木くず等の収集運搬処理
予 定 数 量	4 4 5, 0 0 0 k g
契 約 期 間	令和 9 年 4 月 1 日 ~ 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
契 約 条 件	京都市中央卸売市場第二市場 (以下「第二市場」という。) における木くず等収集運搬処理業務は、京都市契約事務規則及び関係法令等によるもののほかは、すべて本仕様書によるものとする。 第 1 目的 本業務は木くず等 (一般廃棄物) を「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「京都市一般廃棄物収集運搬業許可業者遵守事項」及びこれに関連する条例・規則を遵守して、適正に収集運搬処理することを目的とする。 第 2 収集運搬条件 木くず等を収集運搬し適正に処理すること。処理に係る費用は本業務に含むものとする。 1 収集運搬する一般廃棄物の性状 種 類: 木くず (獣畜運搬車両の荷台に敷き詰められていたものであるため、多少の糞尿等が含まれる。) 及びスクリーンし渣 (汚水に含まれるわら等) 臭 気: 悪臭あり 発生工程: 獣畜搬入時及び汚水処理時 荷 姿: バラ積み 通常保管状況下での性状変化: 有 (木くず等の腐敗) 2 搬出場所 名 称: 京都市中央卸売市場第二市場 所在地: 京都市南区吉祥院石原東之口町 2 番地 3 予定運搬処理量 4 4 5, 0 0 0 k g (年間 2 4 6 日程度) ただし、運搬処理量は日により増減する。

4 計量

都道府県知事の登録を受けて、証明を行う事業（計量証明事業）を営む事業所等において計量し、計量法に基づく正式な証明書を発注者に提出すること。

ただし、京都市クリーンセンター（以下「クリーンセンター」という。）で処分する場合は、クリーンセンターの計量帳票をもって、これに代用することができる。

5 運搬車両及び積込業務

(1) 運搬車両は標準的産業廃棄物運搬アームロール式で木くず等を 2, 8 0 0 k g 程度積載可能な運搬車両又は同等能力のものとすること（運搬車両のコンテナは、簡易水密式であること）。

(2) 荷台はフォークリフトによる木くずの積込及び汚水処理施設のホッパー内のスクリーンし渣を受けることのできるものであること。

※汚水処理施設積込場所のホッパー下寸法

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・汚水処理施設：入口幅 3, 5 0 0 m m・ホッパー高さ 3, 0 0 0 m m |
|---|

(3) スクリーンし渣と木くずの積込場所が敷地内で異なるため、受注者は運搬車両を移動させる必要がある。

(4) 運搬する際は、シートを掛ける等、運搬中の飛散防止対策をとること。

(5) 積込業務（フォークリフトの運転及びホッパーゲートの開閉）は含まない。

6 搬出日時

(1) 搬出は発注者の指定する日時とし、月曜日から土曜日（水曜日除く）の午前 9 時頃を予定している。ただし、1 1 月及び 1 2 月は水曜日も指定する予定であり、詳細については、別途協議するものとする。

(2) 原則として日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、1 月 2 日、同月 3 日及び 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日までは指定しない。

(3) 木くず等が相当多い場合など 1 回で搬出できない場合、発注者は当日又は直近の搬出日で複数回の収集運搬処理を求める場合がある。

7 その他

(1) 処分場周辺において処分場の定める最高制限速度、走行経路、運転マナー等がある場合はこれを遵守すること。

(2) 処分場敷地内では処分場職員の指示に従うこと。

(3) クリーンセンターで処理しようとする場合、同センターが処理を受け付けていない土曜日の収集運搬分は、積み替えを行わず自社で保管し、処理が可能になった段階で速やかに処理すること。

第 3 支払方法

1 箇月毎に当該月分の運搬処理量の合計に単価を掛けた額を支払う。

なお、1 円未満の端数は切り捨てるものとする。

	第4 その他 1 第二市場の衛生管理区域内に出入りする場合は、必ず所定の消毒を行うこと。 2 本業務の実施にあたり、建物及び附属物を滅失又は破損した場合は、受注者の責任において賠償するものとする。 3 予定数量は、過去の実績又は予測によるものであり、発注者の都合により増減する。大幅な増減があっても、発注者は何ら補償しない。 4 豚熱等の家畜伝染病の発生により、木くずに消石灰が含まれる場合がある。その場合の木くずの収集運搬処理も本業務に含むものとする。 5 災害発生時には、市場業務を速やかに再開できるよう協力を行うこと。 第5 予算不成立の場合の無効 契約日は令和9年4月1日とする。ただし、本契約に係る予算が成立しないときは、本契約を無効とする。
--	---

注) 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。